

平成31（2019）年度 島根県職員（研究員）採用選考試験 受験案内

島根県人事課
〒690-8501 松江市殿町1番地
TEL (0852) 22-5025
島根県人事課ホームページ
<http://www.pref.shimane.lg.jp/jinji/>

○受付期間	平成31(2019)年4月26日(金)～5月24日(金) 郵送の場合は、5月24日(金)までの消印有効
○受付時間	午前8時30分～午後5時15分(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
○第1次試験	平成31(2019)年6月23日(日)～6月24日(月)
○第1次試験合格発表	平成31(2019)年7月18日(木)
○第2次試験日	平成31(2019)年8月2日(金)
○最終合格発表	平成31(2019)年8月中旬

島根県の産業振興を図るため、産業技術センターに勤務し、研究開発や県内企業の技術支援などに従事する人材を求めています。

〔食品分野〕

○食品加工、品質保持などの食品関連技術または微生物・酵素利用、醸造などのバイオ関連技術などに
関する研究開発や県内企業支援などの業務

〔デザイン分野〕

○製品設計、人間工学、工業デザインまたはweb・アプリケーションデザイン、ユーザーインターフェイス
デザイン、ICT、IoTなどに関する研究開発や県内企業支援などの業務

1. 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
研究員(食品分野)	1名	県の産業技術センター等に勤務し、研究開発や県内企業支援などの業務 に従事します。
研究員(デザイン分野)	1名	

注 (1) 受験の申込は、いずれか一つの試験区分に限ります。

(2) 申込受付後の試験区分の変更は認めません。

(3) 採用予定人員は、変更する場合があります。

2. 受験資格

- (1) 昭和52年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人。性別、学歴及び国籍は問いません。
- (2) 上記(1)にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。
 - (ア) 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）
 - (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - (ウ) 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - (エ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3. 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	試験日	試験地及び試験場	合格発表
第1次試験	6月23日（日）～6月24日（月） 受付時間 8:30～9:00 試験時間 9:30～	6月23日（日） 島根大学(松江キャンパス) 教養講義室棟2号館 (松江市西川津町) 6月24日（月） 島根県職員会館 (松江市内中原町)	7月18日（木）県庁前掲示板及び島根県人事課ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知します。
第2次試験	8月2日（金） (時間は第1次試験合格通知の際にお知らせします。)	島根県職員会館 (松江市内中原町)	8月中旬（予定）に県庁前掲示板及び島根県人事課ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知します。

- 注 (1) 遅刻者は、試験開始後60分以降は受験できません。
- (2) 6月23日に教養試験、専門試験、6月24日に専門口述試験を行う予定です。
- (3) 6月24日の試験時間は、6月23日にお知らせする予定です。
- (4) 合格者の受験番号の掲示はインターネットでも行いますが、合格者に送付する試験結果の通知を必ず確認してください。(http://www.pref.shimane.lg.jp/jinji/)
- (5) 第2次試験は第1次試験合格者のみ受験できます。

4. 試験の種目、配点及び内容

区分	試験の種目	配点	内 容
第1次試験	教 養 試 験 (150分)	160	公務員として必要な知識及び知能について、択一式による大学卒業程度の筆記試験を行います。出題数は50題で、出題分野は、文章理解、判断推理、数的推理・資料解釈、社会科学、人文科学、自然科学です。
	専 門 試 験 (60分)	240	専門分野に関する基礎的な知識についての記述試験を行います。
	専 門 口 述 試 験	300	主に専門知識についての口述試験を行います。 ※試験の参考にするため、「自己紹介書（所定様式）」を提出してください（必須）。 また、専門的な実績・経験等について自己PRできる資料（注）を提出してください（必須）。 提出期限：6月7日（金）
第2次試験	面 接 試 験	1000	人物及び専門的知識についての面接試験を行います。

※ 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とします。

(注) 自己PRできる資料の例示

- ・ 卒業論文、学術論文、解説、事業報告、著書、研究開発プロジェクト参加など、自分の専門分野をPRできるもの（発表資料のないものについては、要点をまとめたものを添付してください。）

5. 受験手続

- (1) 所定の申込書に必要な事項を記入し、(3)の提出書類を添えて、島根県人事課(〒690-8501 松江市殿町1番地)に直接持参するか郵送により提出してください。郵送する場合は、封筒の表に「研究員申込」と朱書きし、郵便局で簡易書留郵便にしてください。簡易書留郵便によらない郵便の不着には対応できません。
- (2) 受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、4月26日(金)から5月24日(金)までの午前8時30分から午後5時

15分までです。郵送による場合は、5月24日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。

(3) 提出書類

提出書類	留意事項
平成31(2019)年度島根県職員(研究員)採用選考試験申込書	所定の様式を用いて、写真貼付欄に最近6か月以内に撮影した写真(上半身・脱帽・正面向き・縦4.5cm横3.5cm)を貼り付けてください。
自己紹介書(所定様式)	自筆で記入してください。
自己PRできる資料	写し(A4版サイズにしたもの)を1部提出してください。 なお、提出資料は返却しません。 提出できる資料は1人あたり3点までとし、1点につき5ページ程度までとします。2点以上資料を提出する場合は、クリップ留めによりそれぞれ明確に区分してください。
はがき(1部)	受験票として使用します。表面に受験者本人の郵便番号、住所、氏名を記載し、官製はがき以外は 62円切手を貼付 してください。 ※はがきの宛名には「様」と書いてください。
定形の封筒(長形3号)(1部)	試験結果通知に使用します。表面に受験者本人の郵便番号、住所、氏名を記載し、 82円切手を貼付 してください。 ※封筒の宛名には「様」と書いてください。

※障がいのある方で、受験上の配慮が必要な場合は、申込時にお知らせください。ただし、ご希望の内容によってはお応えできないことがあります。

6. 受験に当たっての注意事項

- (1) 受験票は、申込みを受けた際すぐに交付しないで、受験資格を審査し、受付締切後に郵送します。受験票が6月15日(土)までに到着しないときは、島根県人事課に照会してください。
- (2) 受験票には最近6か月以内に撮影した写真(上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm)を張り付けて試験の当日持参してください。**(写真がない場合は受験できません)**
- (3) 受験票についている受験番号控票は、試験結果確認のため必要です。受験票の交付を受けた後、本票を切り離し、合格発表まで大切に保管してください。(試験当時は受験票のみ持参してください。)
- (4) 第1次試験当日は次のものを持参してください。

持参するもの	留意事項
受験票	写真欄に最近6か月以内に帽子をつけずに上半身正面向きに撮った縦4cm横3cmの写真を貼ってください。
HB又はBの鉛筆(シャープペンシルも可)及び消しゴム	教養試験の答案の採点は機械により処理します。
ボールペン(黒)	受験資格確認書記入用
昼食	ゴミは持ち帰ってください。

(注) 試験場に時計がない場合がありますので、必要な人は時計を持参してください。(時計機能だけのものに限る。)

7. 採用

- (1) 合格者は、原則として2020年4月1日から「研究員」として採用されます。
- (2) 「2. 受験資格」を満たさない場合は、採用される資格を失います。

8. 試験成績の通知について

この採用選考試験を有効に受験した人には、次の区分に応じて試験成績をお知らせします。

	対象者	通知内容	通知方法
第1次試験	不合格者	総合得点、種目別得点、総合順位及び種目別	合格発表日以降に、試験結果通知送付先住所へ郵送します。
第2次試験	合格者及び不合格者	目別に定めた基準を満たさなかった種目	

(第1次試験の合格者へは合格通知のみ送付し、第1次試験の成績は第2次試験の成績と併せて最終合格発表日以降に通知します。)

9. 給与

(1) 初任給

初任給は、経歴に応じて決定します。

(初任給の例※平成31(2019)年4月1日現在)

学歴	年齢	公務に有効な民間等経験	初任給月額
大学卒	22歳	0年	195,086円
	30歳	8年	263,970円
	35歳	13年	289,110円
	40歳	18年	307,512円

(2) 昇給

通常の場合、年1回昇給します。

(3) 諸手当

扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給されます。

10. 個人情報の取扱い

本試験においては、個人情報を以下の目的で使用するために収集しており、それ以外の目的に使用することはありません。

- ①本試験に関する事務の実施
- ②今後の採用試験や募集活動のための資料作成（個人が特定できないように処理します。）
- ③最終合格者の採用に関する事務の実施

11. 問い合わせ先

受験手続、その他の試験についての問い合わせ先は、次のとおりです。

島根県総務部人事課 人事グループ 〒690-8501 松江市殿町1番地 TEL (0852)22-5025(直通) ※試験当日の連絡先 070-2355-7176
--